

事 務 処 理 フ ロ ー 図

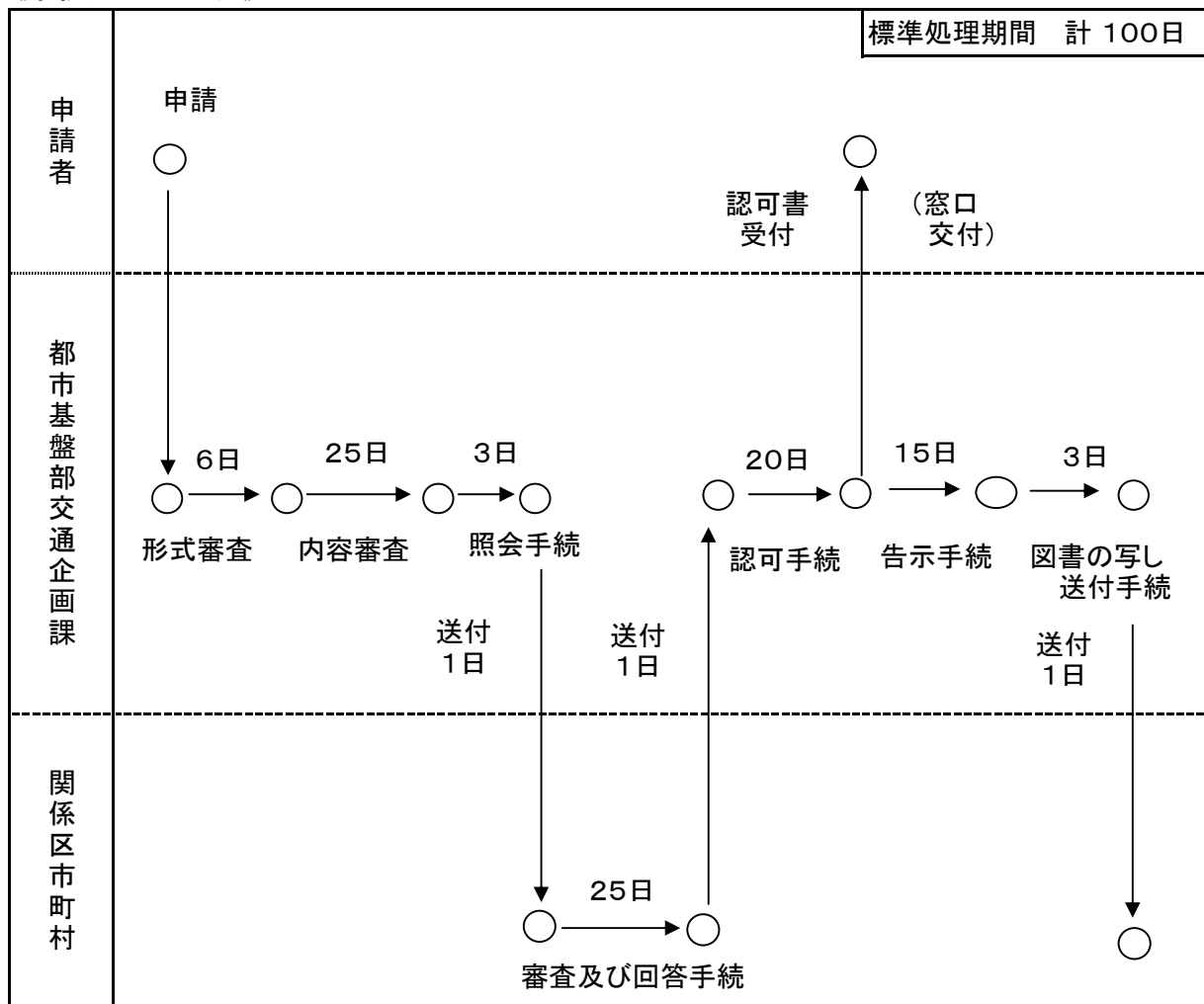
事務名 都市計画法／民間事業者が行う都市計画事業の認可(都市計画駐車場事業)

作成部署 都市整備局都市基盤部交通企画課交通施設係

電話 30-448

《事務処理フロー図》

《事務処理フロー図の説明》



項番	項目	説明
1	形式審査	都市計画法第60条及び国土交通省令に基づき、提出された申請書について形式審査を行います。
2	内容審査	都市計画法第61条(認可等の基準)に基づき、当該案件について内容を審査します。
3	照会手続	都市計画法第59条第5項に基づき、関係地方公共団体の長へ意見照会を行います。
4	関係地方公共団体での審査及び回答手続	当該案件について、関係地方公共団体の長が審査を行い、意見を述べます。
5	認可手続	都市計画法第59条第4項の規定に基づき、認可手続を行います。
6	認可書交付	申請者に認可書を交付します。
7	告示手続	都市計画法第62条に基づき、告示(公報登載)の手続を行います。
8	図書の写し送付手続	都市計画法第62条に基づき、国土交通大臣及び関係区市町村長に図書の写しを送付します。